

重 要 事 項 説 明 書

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	有限会社ひまわり介護サービス
事業者の所在地	〒370-0514 群馬県邑楽郡大泉町朝日三丁目11番13号
法人種別	有限会社
代表者名	取締役 鬼形 阿輝子
電話番号	0276-62-4215

2 利用事業所

事業所の名称	グループホーム太田サンフラワーⅡ
事業所指定番号	1090500081
事業所の所在地	〒373-0801 群馬県太田市台之郷町307番地
サービスの種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
管理者	鬼形 阿輝子
電話番号	0276-60-2942
FAX番号	0276-60-2943

3 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

有限会社ひまわり介護サービスが開設するグループホーム太田サンフラワーⅡが行う指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要支援又は要介護状態にある認知症高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① グループホーム太田サンフラワーⅡは、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。また、そのことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう目指します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族等との結びつきを重視した運営を行い、他の地域密着型サービス事業者、太田市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者等との密接な連携に努めます。

4 事業所の概要

(1) 敷地および建物

敷 地		2,579.55 m ²		
建 物	構 造	木造平屋建		
	延べ床面積	360.03 m ²	利用定員	9名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当りの面積
食 堂	1室	66.25 m ²	9.1 m ²
浴 室	1室	3.31 m ²	
便 所	3箇所	10.41 m ²	
居 室	9室 (個室)	89.46 m ²	9.94 m ²
居 間	1室 (兼・食堂)		

5 職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の 人員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			6.8名	介護福祉士
計画作成担当者	1			1			介護支援専門員
看護従業者	1			1			看護師
介護職員	9	6	1	2			介護福祉士 2級ヘルパー

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管理者	常勤で兼務
計画作成担当者	非常勤で専従
看護従業者	非常勤で専従
介護職員	<職員配置体制> ①日中活動時間帯 3名以上 ②夜間・深夜時間帯 1名 ※ご利用者の状態や行事等に合わせて、適時必要な職員配置を行います。

7 ご利用対象者

- (1) 要支援2以上の方で、認知症であると医師より診断された方
- (2) 自傷他害の恐れがなく、共同生活を営むのに支障がない方
- (3) 日常的に医療的管理が必要でない方

8 サービスの概要及び利用料金

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利 用 料
日常生活の援助	・認知症による生活の不便や障害を考慮し、できる限り有する能力を生かした日常生活が営めるよう必要な援助を行います。	介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービス基準額から介護保険負担割合証に記載の負担割合の額、法定代理受領でない場合は、同上サービス基準額相当額となります。) ※同項(3)に記載
排せつの介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては適宜交換を行います。	
入浴の介助	・入浴介助又は清拭を行います。	
着替え等の介助	・生活のリズムを考えて、毎日の着替えを行うよう配慮します。	
食事の介助	・利用者の状態に応じて、必要な場合は食事の介助を行います。	
整容の介助	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・シーツ交換及び寝具の天日干しは適宜、実施します。	
移動・外出等の介助	・車椅子使用時や移動歩行時の転倒を防ぐため、適時必要な介助を行います。	
健康管理	・看護師により、日常の健康管理に努めます。また、異変時や緊急時等、必要な場合には速やかに主治医あるいは当該協力医療機関等に連絡し、必要な措置を講じます。	
レクリエーション	・行事計画に沿ってレクリエーション行事を行います。	
相談及び援助	・利用者及びそのご家族等からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利 用 料
おむつの提供	利用者のご希望に応じて提供します。	実 費
通院・受診サービス	通院や受診が必要な場合でご家族等が同行できない場合は、当事業所の職員が同行、介助を行います。	・介助料無料 ・公共交通機関或いはタクシー等利用の場合… 実費
理美容サービス	ご希望に応じて、当事業所提携の理美容店にて、訪問理美容サービスをご利用頂けます。	実 費

健康管理	定期検診やインフルエンザ予防接種を行います。	実 費
------	------------------------	-----

(3) 利用料金

① 基本単位

要介護度	1 日	1 月 (30日換算)
要支援2	761	22,830
要介護1	765	22,950
要介護2	801	24,030
要介護3	824	24,720
要介護4	841	25,230
要介護5	859	25,770

<加算>

- ・初期加算 入居した日から起算して30日間は、1日につき30単位が加算されます。
- ・医療連携体制加算Ⅰ 要介護1～5の方は、1日につき37単位が加算されます。
- ・認知症専門ケア加算Ⅱ 1日につき4単位が加算されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算 認知症と診断された65歳未満の方は、1日につき120単位が加算されます。
- ・看取り介護加算 要介護1～5の方は、死亡日前30日間144単位～1,280単位が加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算 1月につき40単位が加算されます。
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき10単位が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月につき100単位が加算されます。

基本単位と加算の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱの17.8%を乗じてさらに地域区分単価10.14を乗じて得た金額から、介護保険負担割合証に記載の負担割合が自己負担分です。

② 介護保険外の実費負担料金

1. 家賃	1ヶ月 49,000円	月途中入退居の場合は、日割り計算となります。 入院、外泊等で不在の場合でも原則として徴収します。 ※生活保護受給者は生活保護法に基づく住宅扶助額とする。
2. 食材料費	1日 1,600円 (朝食450円、昼食・おやつ600円 夕食550円)	入院、外泊等で欠食することを前日午後5時までに事業所に連絡した場合は、徴収しません。
3. 水道光熱費	1日 850円	入院、外泊等で不在の場合は、徴収しません。
4. おむつ代	実 費	1ヶ月単位

*日常生活にかかる理美容代等は、実費で徴収いたします。

(4) その他

入居時、敷金として49,000円お預かりいたします。退居時の居室のリフォーム代として使用し残額があれば入居者に返還し、不足額があれば追加請求します。

9 苦情等申立先

苦情申し立て窓口	電 話	受付時間
(有)ひまわり介護サービス 担当者 鬼形 阿輝子	0276-60-2942	毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
太田市 介護サービス課	0276-47-1939	平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日国民の祝日、年末年始休み)
群馬県国民健康保険団体 連合会	027-290-1323	平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日国民の祝日、年末年始休み)

10 協力医療機関

医療機関の名称	あい太田クリニック	ピース歯科クリニック
院 長 名	野末 睦	長尾 泰好
所 在 地	群馬県太田市浜町 59-3	群馬県太田市龍舞町 908-10
電話番号	0276-52-8857	0276-55-0648
診療科目	訪問診療内科	歯科
救急指定の有無	有	無

11 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

12 個人情報の取り扱い

利用者及びその家族の個人情報の取り扱いには十分に注意し、流出することがないように保管・管理には充分注意します。ただし、以下の内容については利用者及び家族の同意を得た上で情報の提供を行う場合があります。

- ① 利用者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- ② 他のサービス利用や退居時等にかかる他施設、他事業所、医療機関等への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- ③ サービス担当者会議や外部評価等、利用者の生活の質を担保し、向上を図る上で必要な利用者及びその家族に関する個人情報の提供

13 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを太田市に通報します。

14 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 緊急時等の対応

- (1) 病状の急変及び怪我、窒息、意識不明、急な発熱など緊急時の場合には、速やかに適切な対応を講じ提携医に連絡、その指示に従い、ご家族等に連絡します。また、行方が不明になった場合は、速やかに最寄りの派出所及び太田警察署に連絡、捜索依頼をすると同時にご家族等にも報告し、職員が緊急連絡網で出動、捜索を行います。
- (2) 当施設では、医師の診察は通院が基本となっています。施設内には医師は不在であり、そのため、予測できない突然の心停止等が起こった場合、心臓マッサージ、気道確保等の迅速な心肺蘇生術、救急車による救急病院への搬送など施設として最善を尽くします。しかし、上記のように医師が不在のため医療的な処置には制約があります。医学的にみて心肺停止によってもたらされる脳機能障害は回避できないとされています。これは、介護施設において共通する問題で、当施設においても以上のような医療上の制約が在る事をご理解いただきたくお願いいたします。

17 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、太田市に報告する等必要な措置を講じます。当事業所は、万が一の事故に備えて損害賠償保険に加入しています。

ただし、事業所に過失が無いと認められた場合はその対象とはなりません。

18 非常災害時の対策

近隣との協力関係	近隣住民や町内会と連携し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	年2回以上、避難・救出等の訓練を職員、利用者共に参加して実施します。			
防 災 設 備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	なし
	避難救助袋	なし	屋内消火器	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン等は防煙性能のあるものを、また、外壁は防火サイディングを使用しております。			

19 第三者評価の実施

- ・実施の有無 あり
- ・直近の評価実施年月日 令和 7年 2月17日
- ・評価機関の名称 運営推進会議
- ・結果の開示状況 市役所に報告し、ホームページに掲載すると共に事業所に掲示しています。
*有限会社ひまわり介護サービスのホームページ。
URL・・・<https://www.ota-himawari.com>

20 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会はいつでも可能ですが、来訪時には必ずその都度職員に届出てください。また、宿泊される場合には必ずお申し出ください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
医療機関への受診	必要時・希望時には受診の予約、同行をし、医師の診断結果や指示等を適切に把握し、家族等に報告します。また、職員間で報告・申し送りを行い、指示に従った服薬介助等を行います。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、原状回復のため実費負担していただく場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いいたします。飲酒はできますが、居室への持ち込みはできません。
所持品の管理	本人及び家族等から依頼があれば、当事業所で管理をします。
現金等の管理	本人及び家族等から依頼があれば、当事業所で管理をします。

21 医療連携体制に係る「重度化した場合における対応に関する指針」

(1) 医療連携体制について

- ① 環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続してグループホームで生活を継続できるように、看護師を配置します。
- ② 看護師は利用者の日常的な健康管理を行います。医療が必要な場合、医療機関と連携して、適切な対応を行います。

- ③ 看護師は24時間連絡可能な体制をとります。
- (2) 入院期間中における費用
入院期間中における居室代については平常どおり徴収します。
- (3) 重度化した場合における対応に関する指針
- ① 急性期における医師や医療機関との連絡体制
協力医療機関との連携をとり速やかに適切な医療が受けられるようにします。
ただし、利用者・家族の希望する医療機関が別にある場合は当該医療機関との連携を取り対応します。
- ② 看取りに関する指針
- 1) 当事業所における看取り介護の考え方
看取り介護とは、近い将来、人生の最期を迎えることが予測される方に対して、身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、最期に至るまでの期間、その方なりに充実し納得して生き抜くことができるように、日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に充分配慮しながら心を込めた介護を行うことです。
- 2) 看取り介護の視点
終末期の過程において、その最期をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場である家族の思いが錯綜することも普通の状態として考えられます。当事業所の看取り介護は、長年過ごした場所で共に過ごした人々に見守られ自然な最期を迎えられるように介護することです。
事業所は利用者又はご家族に対して以下の事を説明し、理解を得るようにします。
- 事業所における医療体制について
常勤医師の配置はないが、当事業所の看護師・協力医療機関の医師と24時間連絡体制を確保しています。
 - 症状の変化等に伴う緊急時の対応については、当事業所の看護師が医師との連携を取り適切な対応を行います。
夜間や日祝日においては、勤務職員が緊急連絡体制に基づき、上記連携をとり緊急対応を行います。
 - 家族との24時間の連絡体制を確保します。
- 3) 看取り介護の具体的支援内容
《利用者に対する具体的介護》
- 身体的ケア
 - ・バイタルサインの確認
 - ・身体的苦痛の緩和
 - ・清潔の保持
 - ・栄養摂取と水分補給の適切な実施
 - ・排泄ケアの適切な実施
 - ・発熱や疼痛等への配慮 など
 - 精神的ケア
 - ・コミュニケーションの重視
 - ・プライバシーへの配慮
 - ・すべてを受容してニーズに沿う態度でのケア
 - ・環境の整備
 - ・安寧、安楽への配慮
 - 看護業務
 - ・医師の指示に基づき必要な看護業務を看護師によって行います。
 - 家族に対する支援
 - ・話やすい環境づくり
 - ・希望や不安への真摯な対応
 - ・家族の身体的・精神的負担軽減への配慮

4) 看取り介護の具体的方法

《看取り介護の開始時期》

看取り介護の開始については、医師より一般的に認められている医学的知見から疾患回復の見込みがないと判断され、かつ、医療機関での治療に積極的意義を見出せないと判断された対象者につき、医師より利用者又は家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期をグループホームで介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものです。

○ 医師による説明

- ・医師が、上記に示した状態で看取り介護の必要性があると判断した場合、グループホーム管理者を通じ、当該利用者のご家族に連絡を取り、医師より利用者又は家族への説明を行います。また、管理者より事業所でできる範囲の看取りの体制を説明します。
- ・この説明を受けた上で、利用者又は家族は、利用者が当事業所で看取り介護を受けるか医療機関に入院するか選択することができます。医療機関への入院を希望する場合、事業所は入院に向けた支援を行います。

○ 看取り介護の実施

- ・家族が、事業所内で看取り介護を希望した場合、計画作成担当者は、医師、看護師、介護職員等と協働して看取り介護の計画を作成します。
- ・看取り介護の実施に関しては当該利用者の居室で対応します。
- ・看取り介護を行う際は、定期的に利用者又は家族に説明を行います。
- ・事業所の全職員は、利用者が安らかな最期を迎えることができるように利用者又は家族の支えとなる身体的・精神的支援に努めます。

○ 緊急時の連絡と対応について

- ・当事業所の緊急時の連絡体制によって医療機関や家族に連絡し、適切な対応を行います。

- 看取り介護を希望されている場合であっても、主治医の状況により施設での死亡診断が不可能な場合があります。その場合は、協力病院へ救急搬送という形をとらせていただきます。また、病気により耐えられない苦痛を伴う場合も同様です。

人生の最期の時を孤独のうちに迎えさせたくはありません。ご家族に見守られて死を迎えることにより、孤独感を取り除くことができると思います。ご家族と職員一同が一体となって介護を行うことでご本人が安らかな死を迎えることができるよう、ご家族のご理解とご協力をお願い申し上げます。

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業所)

所在地 群馬県太田市台之郷町307番地

名称 グループホーム太田サンフラワーⅡ

説明者名 管理者 鬼形 阿輝子 印

私は、本書面に基づいて上記説明者から重要事項の説明を受け、その内容を理解し同意して受領しました。

(利用者)

住所

氏名 印

(利用者代理人)

住所

氏名 印